二　一般拠出金事務の処理を委託している労災保険適用事業主ごとに次に掲げる事項を記載した労働保険料等徴収及び納付簿

イ　当該労災保険適用事業主の事業が五人未満委託事業、五人以上十五人以下委託事業又はそれ以外の事業のいずれの事業に該当するかの別

ロ　当該労災保険適用事業主の事業の労働保険番号、事業の名称、事業の行われる場所、事業の種類及び成立している保険関係

ハ　当該労災保険適用事業主から一般拠出金事務の処理を委託された年月日

ニ　当該労災保険適用事業主が納付すべき一般拠出金の額、その納期限、労働保険事務組合が当該労災保険適用事業主から領収した額及びそのうち政府へ納付した額並びに当該一般拠出金の督促に係る事項

ホ　当該労災保険適用事業主に還付した一般拠出金の額及び還付年月日

ヘ　当該事業に使用する第一種特別加入者、第二種特別加入者及び第三種特別加入者に関する事項

（委託等の届出）

第二条の八　労働保険事務組合は、一般拠出金事務の処理の委託があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長（労働保険事務組合であって、労災保険適用事業主から処理を委託される一般拠出金事務が労災保険の保険関係が成立している事業のうち徴収法第三十九条第一項に定める事業のみに係るものについては、その主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長）を経由して、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

一　一般拠出金事務の処理を委託した労災保険適用事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

二　一般拠出金事務の処理を委託した労災保険適用事業主が行う事業の名称、当該事業の行われる場所、当該事業の概要、当該事業の種類及び当該事業に係る労働者数

三　労働保険事務組合の名称、所在地及び代表者の氏名

四　労働保険事務組合が処理を委託された一般拠出金事務の内容

五　一般拠出金事務の処理を委託された年月日

2　労働保険事務組合は、一般拠出金事務の処理の委託の解除があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長（労働保険事務組合であって、労災保険適用事業主から処理を委託される一般拠出金事務が労災保険の保険関係が成立している事業のうち徴収法第三十九条第一項に定める事業のみに係るものについては、その主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長）を経由して、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

一　労働保険事務組合の名称、所在地及び代表者の氏名

二　一般拠出金事務の処理の委託を解除した労災保険適用事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

三　一般拠出金事務の処理の委託を解除した労災保険適用事業主が行う事業の労働保険番号、当該事業の名称及び当該事業の行われる場所

四　一般拠出金事務の処理の委託を解除された年月日

五　一般拠出金事務の処理の委託を解除された理由

二　労働保険料等徴収及び納付簿（様式第六号）

（委託等の届出）

第二条の八　労働保険事務組合は、一般拠出金事務の処理の委託があったときは、遅滞なく、労働保険事務等処理委託届（様式第七号）を、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長（労働保険事務組合であって、労災保険適用事業主から処理を委託される一般拠出金事務が労災保険の保険関係が成立している事業のうち徴収法第三十九条第一項に定める事業のみに係るものについては、その主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長）を経由して、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

2　前項の規定は、一般拠出金事務の処理の委託の解除について準用する。この場合において、同項中「労働保険事務等処理委託届（様式第七号）」とあるのは、「労働保険事務等処理委託解除届（様式第八号）」と読み替えるものとする。